

湯河原町津波防災 地域づくり推進計画

(令和6年1月)

湯河原町

目 次

第1章	本計画の目的と位置づけ	
第1節	本推進計画作成の背景と目的	1
第2節	本計画の位置づけ	3
第3節	本計画の対象区域	6
第2章	沿岸部の現況とこれまでの取組	
第1節	地震・津波に係る本町の災害履歴	7
第2節	人口・産業	8
第3節	土地利用・交通	10
第4節	これまでの津波防災地域づくりに係る主な取組	11
第3章	津波防災地域づくりの現状と課題	
第1節	想定される津波・高潮の状況	14
第2節	津波避難対策上の特性・課題	19
第3節	「湯河原町国土強靱化地域計画」に基づく津波防災地域づくり 上の取組	26
第4章	津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針	
第1節	津波防災地域づくり推進の基本的な方針	29
第2節	基本方針の実現に向けた取組方針の設定	29
第3節	各取組方針に基づく施策の概要	30
第4節	その他の方針	30
第5章	津波防災地域づくりの推進のための取組	
第1節	基本方針などの実現に向けた具体的な取組	31
第2節	計画の見直し・更新	31
別表		
	津波防災地域づくり推進のための具体的な取組	33

第1章 本計画の目的と位置づけ

第1節 本計画作成の背景と目的

本計画は、東日本大震災の教訓をふまえ、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた「多重防護」の発想により、地域活性化の観点を含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進することを目的として、平成23年12月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）に基づき、津波から町民の生命及び財産を守り、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるための計画です。

1 本計画作成の背景

- (1) 津波法では、国土交通大臣による基本指針を踏まえ、都道府県知事が津波浸水想定を公表し、市町村は津波防災地域づくりを総合的に推進するための「推進計画」を作成することなどが定められています。
- (2) 神奈川県は、津波法に基づき沿岸地域における最大クラスの津波を想定した「津波浸水想定図」を平成27年3月に公表するとともに、その想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、令和元年12月に本町の「津波災害警戒区域」（ソフト対策）を指定しました。

また、県は、平成16年に、背後地の防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に進めることを目的に「相模灘沿岸海岸保全基本計画」を策定するとともに、東北地方太平洋地震の未曾有の津波災害により、今後の海岸防護、防災に関する新たな考え方が示されたことなどを受け、平成27年に同計画を見直し、津波を考慮した防護水準としました。

この防護水準に対し、湯河原海岸門川地区の海岸護岸高や新崎川下流区間の護岸高が満足していないことなどから、本町は県と連携し、最大クラスの津波に対し総合的な津波防災地域づくりを推進するため、「湯河原海岸安全・安心な海辺づくり計画」を令和元年7月に策定しました。

県は、当該計画に基づき、本町の湯河原海岸門川地区や新崎川の護岸の嵩上げ工事等のハード対策に、令和元年度から取り組んでいます。

2 本計画の目的

本町は、最大クラスの津波に対し総合的な津波防災地域づくりを推進するため、神奈川県と連携して策定した「湯河原海岸安全・安心な海辺づくり計画」を踏まえつつ、本町の現状や地理的特性、予想される災害リスクなどから、本町に合ったハードとソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波に強いまちづくりを推し進めることを目的に、「湯河原町津波防災地域づくり推進計画」（以下「本計画」という。）を作成することとしました。

参 考

基本指針と本計画の関係

基本指針 (国土交通省大臣)平成 23 年 12 月 27 日

浸水想定区域

都道府県知事が、基本指針に基づき津波浸水想定を設定し、公表する。



津波災害警戒区域 津波災害特別警戒区域

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒として指定することができる。

本計画

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる。

津波防護施設整備事業に 対する補助

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内において、盛土構築物、津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

推進計画区域内における特例措置

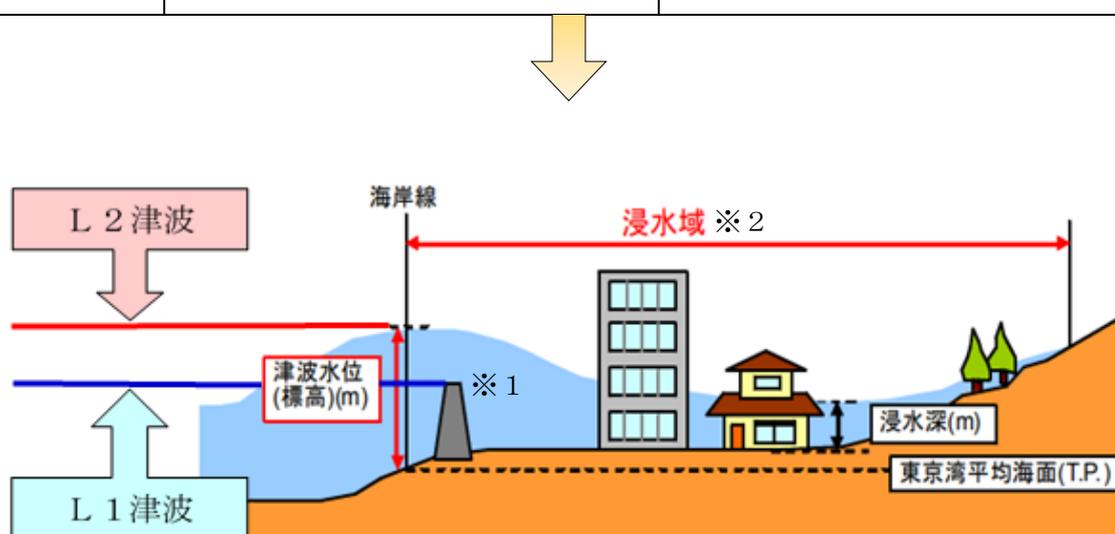
- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和

第2節 本計画の位置づけ

1 津波対策における国の基本的な考え方

国（中央防災会議等）では、東日本大震災の教訓を踏まえて、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に「二つのレベルの津波を想定」する必要性があるとし、それぞれの対策の基本的な考え方が示されています。

津波レベル		対策の基本的な考え方
L1津波	発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備
L2津波	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波	海岸保全施設等により被害をできるだけ軽減し、それを超える津波には、ハザードマップの整備や避難路の確保など避難を中心とするソフト対策を実施



※1：堤防整備等の目安となる「設計津波の水位」（県が設定）

※2：ソフト対策を講じるための「津波浸水想定区域」（県が設定）

2 本町に想定される主な地震と津波の状況

「神奈川県地震被害想定調査業務委託津波被害想定資料作成業務委託報告書(平成27年3月)」に基づく想定地震における本町の最大津波高及び最短津波到達時間は次のとおりです。

想定地震	最大震度	発生確率	津波高	到達時間	
都心南部直下地震	5弱	M7クラスの地震が30年間で70%	1.0m未満	記載なし	L1津波
三浦半島断層群の地震	4	30年以内6~11%	1.0m未満	記載なし	
神奈川県西部地震	6弱	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生	5.9m	8分	
東海地震	5強	南海トラフの地震は30年以内70%程度	5.0m未満	記載なし	
南海トラフ地震	5強	南海トラフの地震は30年以内70%程度	4.2m	31分	
大正型関東地震	6弱	30年以内ほぼ0~5% 200~400年の発生間隔	6.2m	7分	
元禄型関東地震	6弱	30年以内ほぼ0% 2000~3000年の発生間隔	7.9m	8分	L2津波
相模トラフ沿いの海溝型地震 (西側モデル) ※最大クラスの津波	6弱	30年以内ほぼ0% 2000~3000年の発生間隔	13.3m	5分	

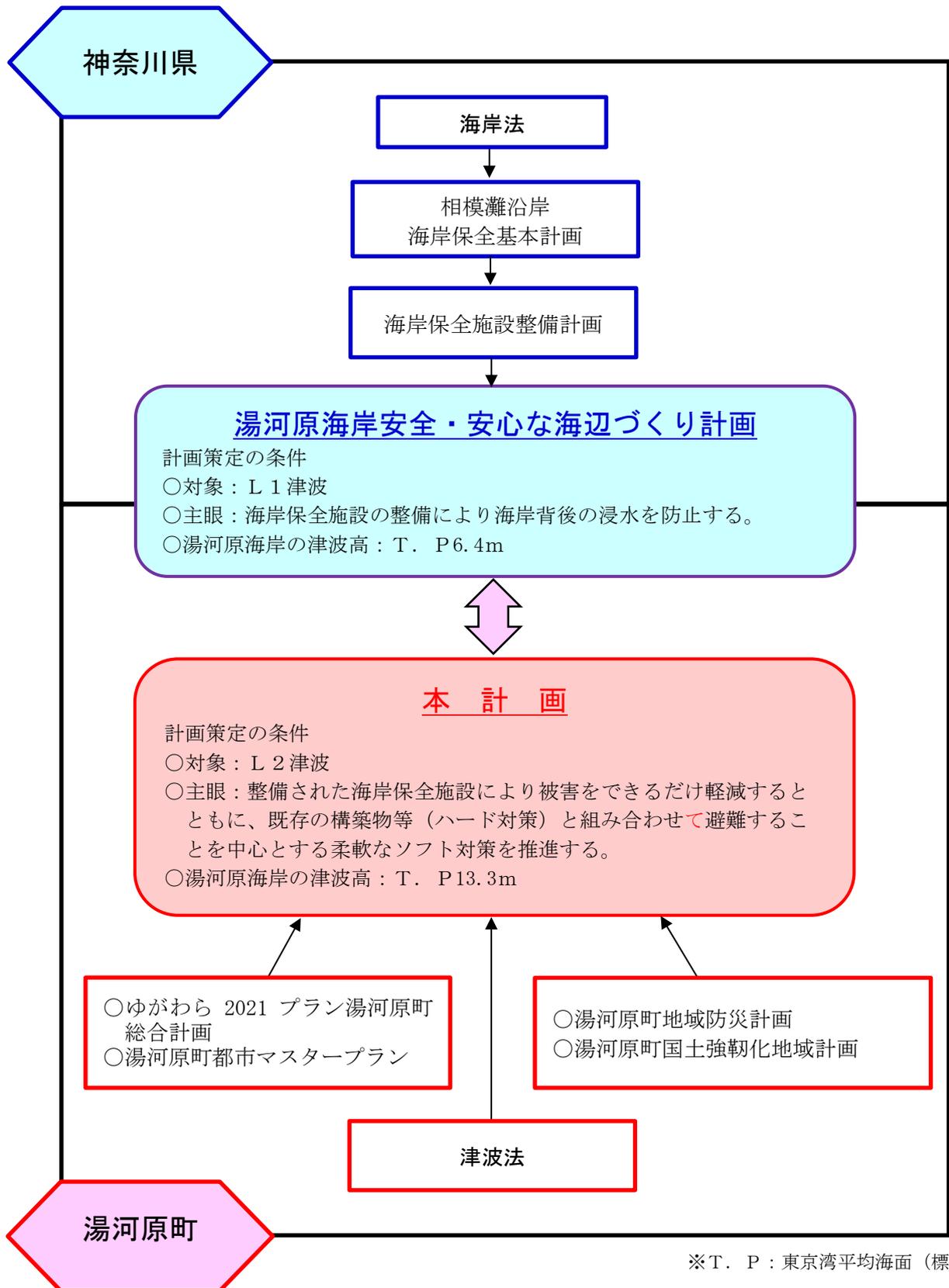


3 本計画の位置づけ

本計画は、次の②を主体とした計画とします。

- ① L1津波に対しては、神奈川県が整備する人命を守ることを最優先とした海岸保全施設等により、できるだけ被害を軽減する。(ハード対策)
- ② L2津波に対しては、①により被害をできるだけ軽減するとともに、町域に存在する道路・河川・海岸・既存の各種構築物などのハード面と組み合わせた柔軟な避難対策を推進する。(ソフト対策)

神奈川県と連携した総合的な津波対策の推進



第3節 本計画の対象区域

神奈川県と連携した総合的な津波対策の推進にあたっては、全町をあげて取り組み、犠牲者ゼロを目指す必要があります。

そのため、本計画の対象区域は津波災害警戒区域だけではなく、町内全域とします。

なお、対象区域を指定することで、津波防護施設の整備等のため国の補助や特例措置を利用することが可能となります。

第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

第1節 地震・津波に係る本町の災害履歴

本町の沿岸部は、太平洋プレート、フィリピン海プレート等が錯綜する地域であり、町域には、熱海火山、湯河原火山、箱根火山から流出した溶岩流が堆積し、広河原付近では、多量の緑色あるいは雑色の火山礫凝灰岩(湯ヶ島層群)や少量の黒色頁岩(頁岩とは、剥離性をもった泥質岩)、緑白色凝灰岩を伴って形成されており、温泉作用により白色化しているところが多くみられます。

また、活断層について、県等の調査により活動度が高いとされるA級活断層及び主要起震断層の存在は無いとされています。

本町の過去における地震・津波による被害としては、1923年の関東地震で大きな被害を受けています。

過去100年間に本町が被害を受けた地震・津波の被害は、下表のとおりです。

年月日	地名(震源地)	マグニチュード	湯河原町の被害	国内の被害摘要
大正12年 (1923) 9月1日	神奈川県西部 139° 08.3' E 35° 19.7' N (関東地震)	M7.9	土肥村:家屋の下敷きになり28名死亡 吉浜村:600戸全戸に被害 福浦村:山崩れで20名以上が犠牲となり5戸が埋没 幕山は崩れ、白石丁場・兎沢も大崩壊、道路・鉄道は寸断され、地震と同時に陸の孤島となる	全壊(戸) 128,266 焼失(戸) 447,128 負傷(人) 103,773 死者(人) 99,331 行方不明(人) 43,476 半壊(戸) 126,233 津波による流失(戸) 868
大正13年 (1924) 1月15日	神奈川県中部 139° 03.5' E 35.5° N (関東地震の余震)	M7.3		全壊(戸) 1,273 死者(人) 14
昭和5年 (1930) 11月26日	静岡県伊豆地方 138° 58.4' E 35° 02.6' N (北伊豆地震)	M7.3	福浦尋常小学校で、門柱倒れ運動場の石垣崩壊、物置傾斜、校舎の壁は亀裂剥げ落ち多く、旧校舎は土台が外れ床も隅さがる	全壊(戸) 2,141 死者(人) 259

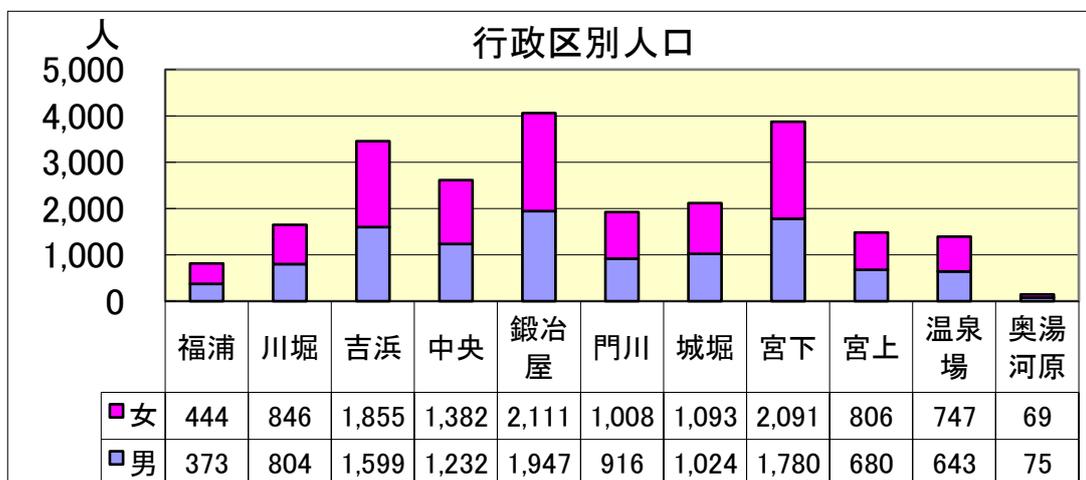
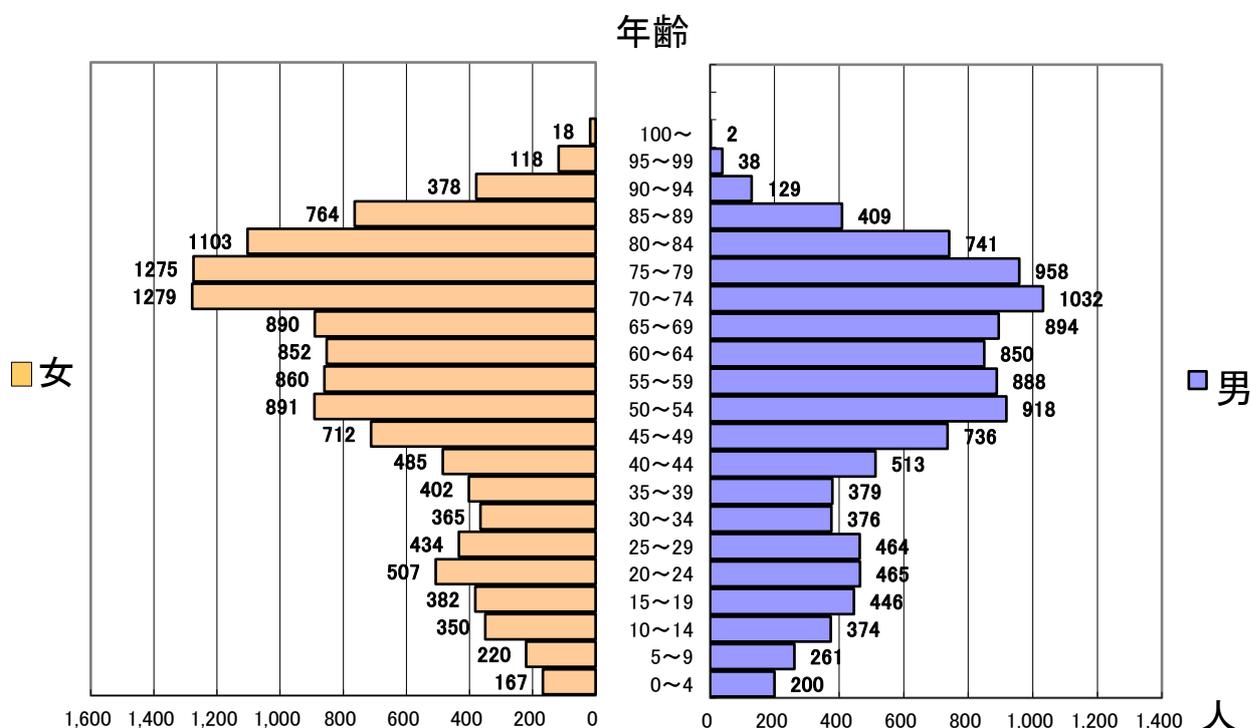
第2節 人口・産業

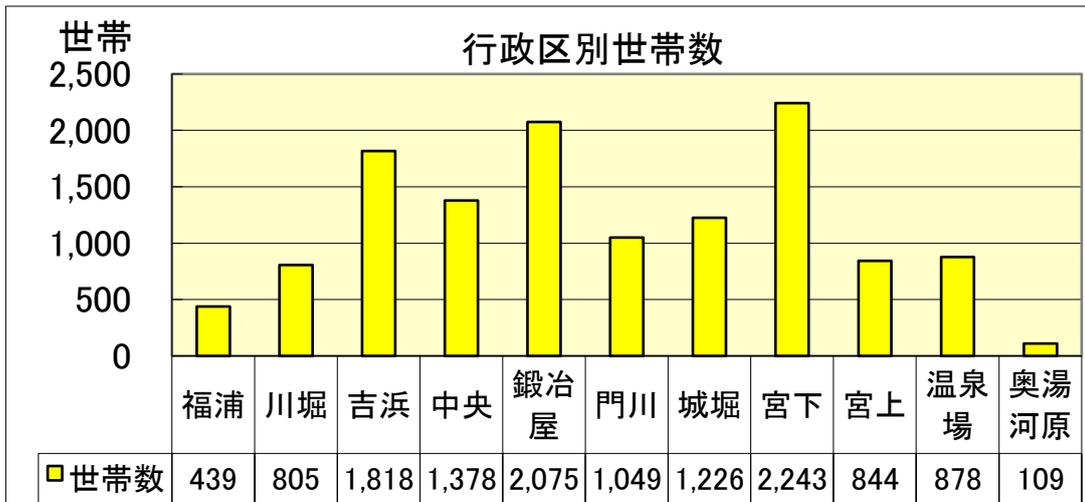
1 人口

令和5年11月1日現在の本町の人口は、23,525人(男11,073人、女12,452人)です。

年齢構成は、0～14歳までの年少人口が6.8%、15～64歳の生産年齢人口が50.7%、65歳以上の高齢者人口が42.5%と高齢化率が高まっており、災害時における「要配慮者」が多くなる状況が考えられます。

また、沿岸部の門川・中央・吉浜・福浦区の人口及び世帯数が共に町全体の約40%を占めています。

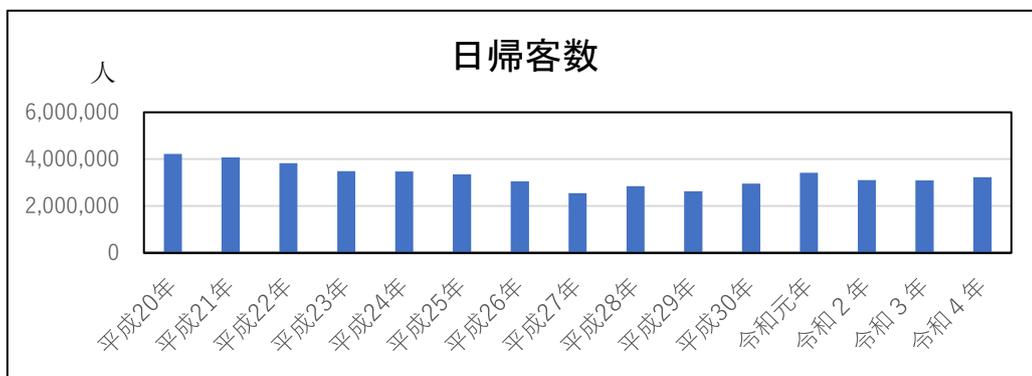
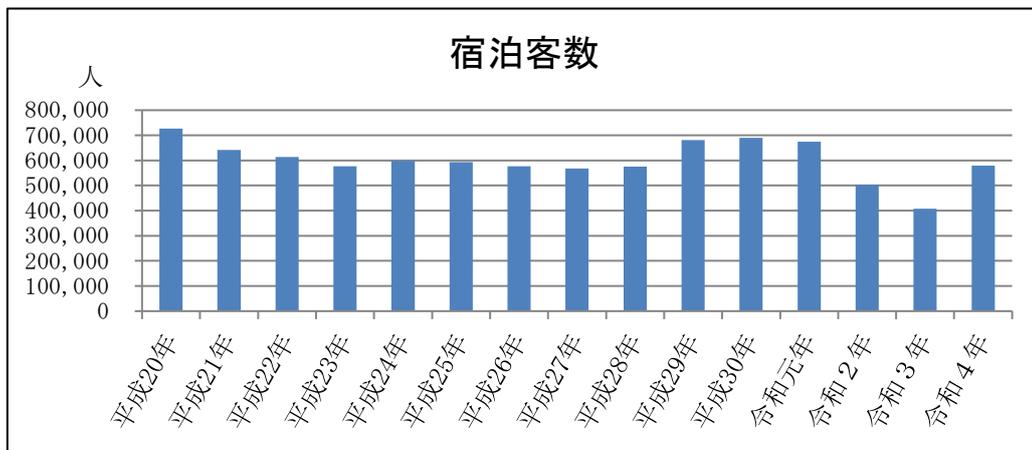




2 産業等

本町の産業別就業人口は、令和2年における従業人口 10,554 人のうち、第1次産業 310 人、第2次産業 16,17 人、第3次産業 8,470 人となっています。

また、本町は温泉や歴史文化に恵まれた温泉観光地であり、令和4年度の入込客数（宿泊者数＋日帰客数）は、約 380 万人です。



第3節 土地利用・交通

1 土地利用

本町は、町北西部の大部分が山林によって構成され、相模灘に向かって徐々に農地、さらには住宅地等の都市的土地利用へと変化し、海辺周辺は漁港、海岸、公園、商業施設の他、2本の河川（河口）と国道135号、真鶴道路などにより形成されています。

（令和4年 単位：km²）

行政区域	宅地	畑	山林	原野	その他
40.97	3.075	3.037	14.525	0.003	20.330

用途地域指定区域においては、住宅用地（約36%）をはじめとして都市的土地利用が約76%を占めているものの、農地・山林等も約20%が残っている状況にあります。

また、湯河原駅周辺や国道135号沿道のみならず、広い範囲において商業用地の混在がみられるのも土地利用の特徴となっています。

用途地域無指定区域においては、自然的土地利用が90%を超えており、自然度の高い土地利用を形成しています。

2 交通

(1) 道路

本町における主要道路のネットワークは、相模灘沿いの小田原、真鶴、熱海等の各都市を結ぶ国道135号及び真鶴道路や、本町の山地部を通過し箱根方面等へ連絡する県道75号（湯河原箱根仙石原）（椿ライン）、湯河原パークウェイ、町道オレンジライン、さらには本町と箱根町の行政境を走るアネスト岩田ターンパイク箱根により構成されています。

これらの道路網を骨格として町内の道路網が整備されていますが、土地区画整理事業の完了済地区や大規模住宅団地等造成地区を除き、不整形かつ狭隘な道路網の形成がみられます。

なお、国道135号及び県道75号は、地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する緊急輸送道路に指定されています。

(2) 公共交通

本町の鉄道網は、JR東海道本線及びJR東海道新幹線により構成されています。

JR東海道本線は、町内に湯河原駅が設置されていますが、JR東海道新幹線は、小田原駅及び熱海駅で接続し、利用が可能となっています。

バス交通は、箱根登山バス、伊豆箱根バス、東海バスの3社により運行されており、平成12年から湯河原駅～真鶴駅間における交通不便対策としてコミュニティバスの定期運行（運行管理：箱根登山バス）をしています。

第4節 これまでの津波防災地域づくりに係る主な取組

1 近年の取組

分類	施策・内容	実施時期
避難場所の確保	津波避難ビルの指定	平成19年11月～
避難経路の整備	海拔表示板の設置(127箇所)	平成22～25年度
	津波避難誘導板の設置(69箇所)	平成24・27・28年度
情報伝達体制の整備	防災行政無線のデジタル化(72局)	平成22～24年度
情報伝達体制の整備(県)	津波情報盤(電光掲示板)を設置	平成25・26年度
津波浸水想定区域の公表(県)	津波浸水深による区域を公表	平成27年3月
避難経路の整備	津波避難ビル表示板の設置(17箇所)	平成26・28年度
津波ハザードマップの整備	津波浸水想定区域に基づく津波ハザードマップを各戸に配布	平成28年3月
避難場所の確保	海拔低地域に一時避難場所として津波避難タワーを第5分団詰所に新設	平成29年3月
津波ハザードマップの整備	各種災害ハザードマップを一冊にしたゆがわら防災マップを各戸に配布	平成31年4月
津波災害警戒区域の指定(県)	津波浸水想定を踏まえ津波災害警戒区域を指定	令和元年12月
津波ハザードマップの整備	津波災害警戒区域に基づくハザードマップを追加したゆがわら防災マップを各戸に配布	令和2年5月
自助・共助の強化 (津波対策訓練)	会場：湯河原海水浴場 参加者：海水浴場遊泳者等 内容：①海水浴場警備本部による避難放送・誘導、②海の家による津波フラッグの掲出、③消防本部による避難誘導など	海開きの日を基準 (毎年7月) ※令和2年度中止
自助・共助の強化 (総合防災訓練)	福浦区、吉浜区、中央区、門川区の各自主防災組織による津波避難訓練	防災週間(毎年9月) ※令和3年度中止
避難場所の確保	まさご保育園新設に伴い当該屋上を津波避難ビルに指定	令和2年3月
自助・共助の強化	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成を通知	令和3年12月 令和5年3月
海岸保全施設の整備(県)	・門川地区の高潮対策工事・老朽化対策工事(L=900m) ・海岸門扉の設置(ハルシープラザ前) ・陸閘の設置(海辺公園付近)	令和元年～
河川管理施設の整備(県)	・新崎川護岸工事	令和4年～
防災知識の普及及び意識の向上 (県・町)	・津波・高潮対策基本計画策定に伴う地区懇談会の開催 ・みんなに安全・安心な海辺づくりに係る地域懇談会の開催	令和元年6月 令和5年7月

2 神奈川県的主要な取組

海岸保全施設等の整備（ハード対策）

津波や高潮から、湯河原海岸沿岸部の浸水被害をできるだけ軽減するために、防護水準を満足していない門川地区の埋立地の海岸護岸の嵩上げと老朽化対策、新崎川の護岸の嵩上げの整備などを行っています。

令和4年度以降は、吉浜地区の砂浜の侵食対策として養浜を実施するとともに、気候変動を踏まえた海岸保全施設の防護水準の見直し等にも取り組んでいます。



新崎川護岸嵩上げ工事



門川地区護岸嵩上げ工事



吉浜地区海岸陸開設置



3 本町の主な取組

避難に係る各種施策（ソフト対策）

津波避難誘導板



海拔表示板



津波避難ビル表示板



ゆがわら防災マップ



基準水位による津波ハザードマップ



津波対策訓練



津波避難ビル・タワーの整備及び避難訓練



第3章 津波防災地域づくりの現状と課題

第1節 想定される津波・高潮の状況

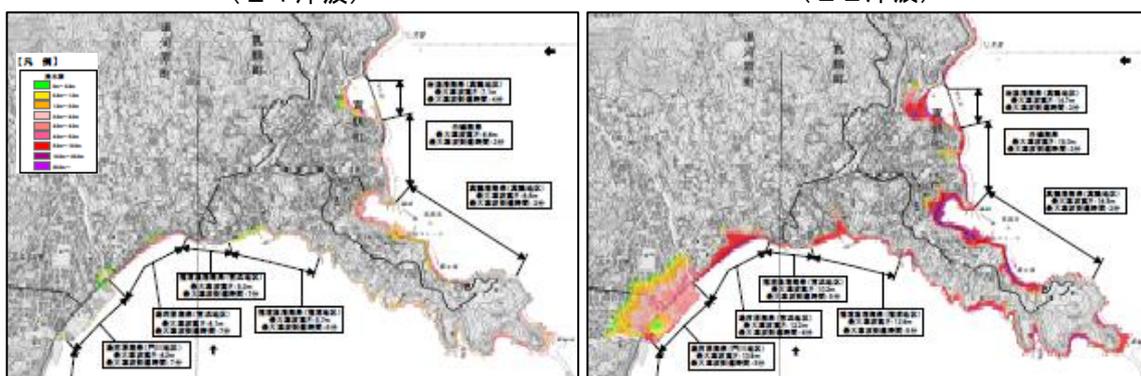
1 本町の津波浸水想定区域

神奈川県は、津波法に基づき平成 27 年 3 月に 9 つの地震における浸水域、浸水深及び到達時間などを示した「津波浸水予測図」を公表するとともに、最大クラスの津波で想定される浸水の区域と水深を「津波浸水想定」として設定しました。

湯河原町における津波浸水予測図の一例

大正型関東地震
(L 1 津波)

相模トラフ沿いの海溝型地震 (西側モデル)
(L 2 津波)

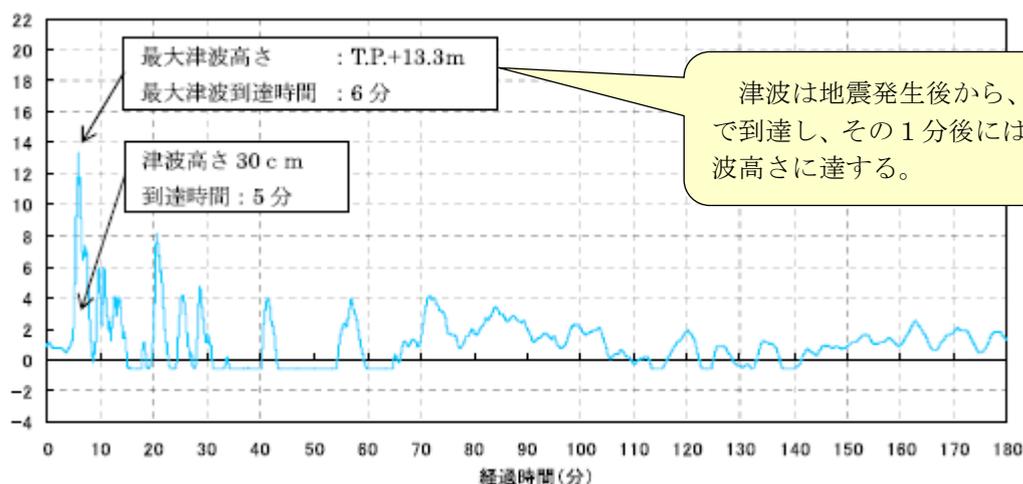


最大津波高 6.2m、最短到達時間 7分

最大津波高 13.3m、最短到達時間 5分

【参考】

相模トラフ沿いの海溝型地震 (西側モデル) の津波水位変動及び到達時間



【課題・対策】

最大津波の到達時間が比較的短く、避難可能時間が少ないことから、町として情報伝達体制や誘導板等による避難誘導、津波避難ビル等の避難場所の確保のほか、避難訓練や救出訓練などの継続実施が必要である。

2 津波災害警戒区域

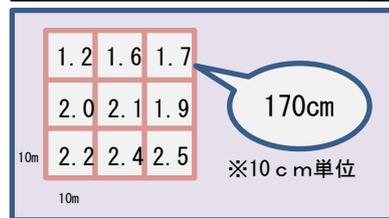
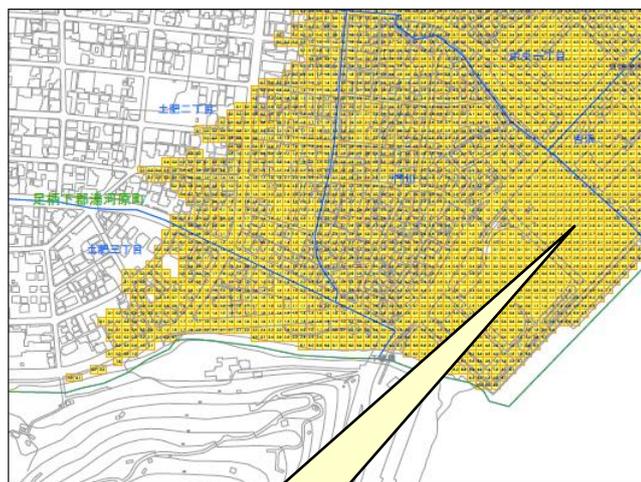
津波法では、県知事が津波浸水想定を踏まえ警戒避難体制を特に整備すべき区域を「津波災害警戒区域」として指定することができるとしています。

神奈川県は、令和元年12月に小田原市、真鶴町及び本町において津波災害警戒区域（イエローゾーン）を指定しました。

この指定は、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの津波（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）を想定）が発生した場合の浸水区域を、一辺10mのメッシュ状にし、津波のせり上がりを考慮した水位を10cm単位（以下「基準水位」という。）で詳細に示しており、これにより避難が可能な場所の選定など効率的な避難対策が可能になりました。

なお、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）や津波災害特別警戒区域のうち市町村長が条例で定める区域（レッドゾーン）については、指定しておりません。

湯河原町の津波災害警戒区域図（一例：門川地区）



【課題・対策】

本町の津波ハザードマップ（ゆがわら防災マップ）は、基準水位を活用し作成しており、平時から避難場所や避難経路について家族と話し合うなど、より周知できるよう創意工夫する必要があります。

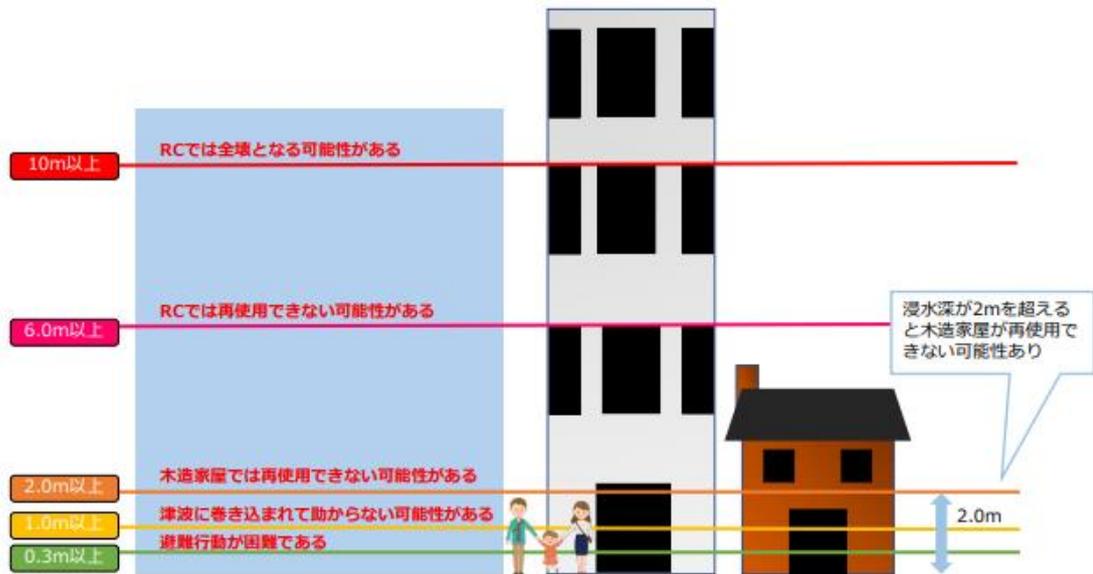
参 考

1 津波の深さと被害の関係

国土交通省による東日本大震災の被害状況調査結果や南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(中央防災会議)が公表した南海トラフ巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要より、次のように示されています。

このことを踏まえ、津波が浸水した場合、深さ 0.3m 以上になると避難行動が困難になり、深さ 2 m 以上の地域では建物被害が発生し拡大することを認識しておく必要があります。

また、浸水が 0.5m 程度であっても船舶や木材などの漂流物の直撃によって被害が出る場合があります。



2 津波の深さと死亡率

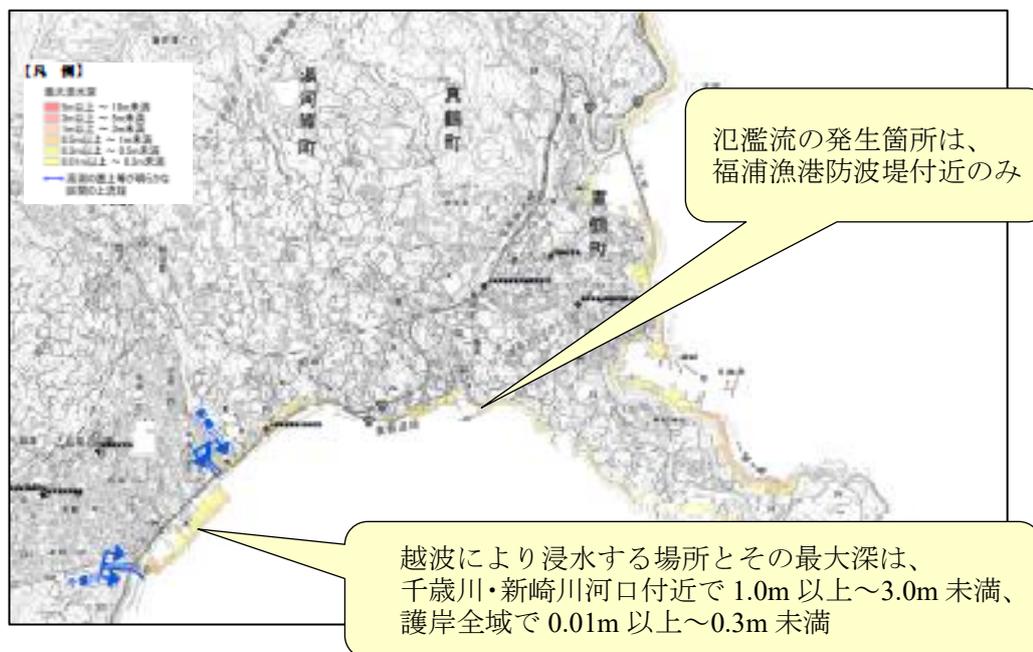
(2012年に内閣府がまとめた南海トラフ地震に備えた被害想定資料から)

津波の深さ (cm)	状 況	計算上の死亡率 (%)
100	到底立てない 漂流物にぶつかる 死亡する確率が高い	100
70	膝を超え水の力が強くなる 健康な成人も流される	71.1
50	車や空のコンテナが浮きだす 何かにしがみついていたれば立てる	4.8
30	健康な成人なら何とか立てる 歩行は難しい	0.01

3 高潮浸水想定区域

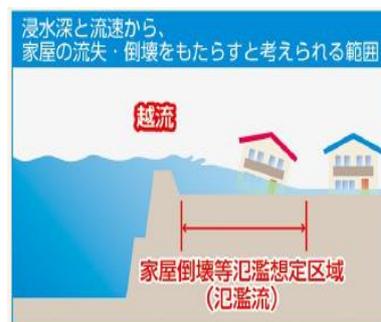
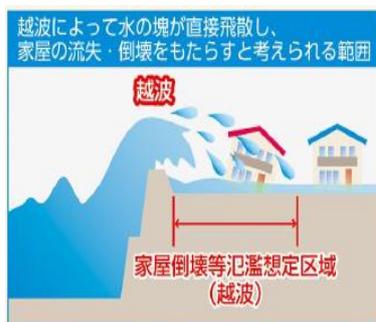
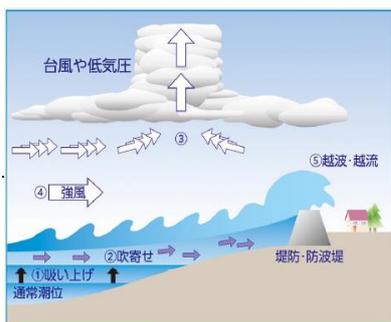
神奈川県は、高潮に対する避難体制等の充実を図るため、平成27年5月の水防法改正に基づき、想定し得る最大規模の高潮を想定した浸水想定区域を作成し、令和3年5月に公表しました。

湯河原町の高潮浸水想定区域図



高潮は主に次のように発生します。

- ① 気圧の低下による吸い上げ
- ② 風による吹寄せ
- ③ 台風や低気圧の中心付近の空気が海面を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇します。気圧が1 h P a 低くなると、海面は約1 c m 上昇します。
- ④ さらに強風が海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられ、海面が上昇します。
- ⑤ 越波と越流



【課題・対策】

神奈川県が公表した高潮浸水想定区域に基づき、高潮浸水ハザードマップをゆがわら防災マップに追加（更新）し、各戸に配布・周知する必要がある。

4 地震・津波による被害想定

本町の被害想定は次のとおりであり、最大クラスの津波の発生が想定される「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」は、他の地震と比較し、多くの建物被害、人的被害及び避難者数が想定されています。

湯河原町の被害想定（抜粋）

項目		想定地震		南海トラフ 巨大地震	大正型 関 東地震	元禄型 関 東地震	相模トラフ 沿いの最大 クラスの地 震
人的被害	死者数	(人)	*	110	220	1,550	
	重傷者数	(人)	*	10	10	20	
	中等症者数	(人)	30	80	90	160	
	軽症者数	(人)	40	110	120	220	
避難者数	1日目～3日目	(人)	340	1,250	1,600	5,100	
	4日目～1週間後	(人)	340	1,250	1,600	5,100	
	1ヵ月後	(人)	310	1,130	1,350	4,360	
帰宅困難者数	直後	(人)	740	740	740	740	
	1日後	(人)	740	740	740	740	
	2日後	(人)	0	740	740	740	
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	50	190	250	780
		要介護者数	(人)	10	50	60	190

※冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※ *：わずか(計算上0.5以上10未満)。0：計算上0.5未満は0とした。

※要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

【課題・対策】

本町は高齢者人口が約4割を占めることから、災害時に弱い立場に置かれる避難行動要支援者に対する避難支援や児童・生徒などの登下校時等における避難体制を確保するとともに、自主防災組織等と連携し、自助・共助の重要性を理解してもらう必要がある。

第2節 津波避難対策上の特性・課題

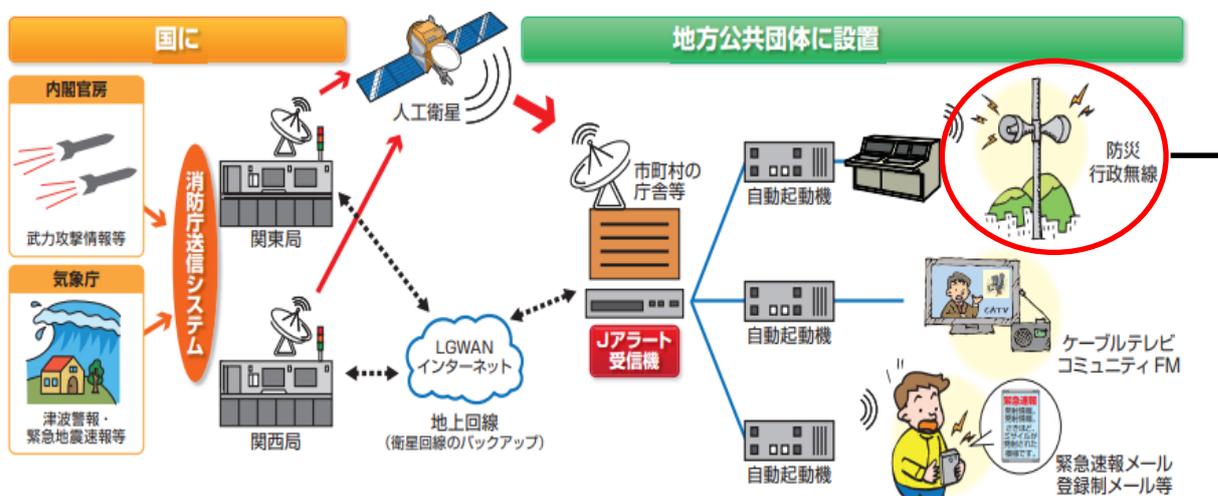
1 津波情報等の伝達体制の整備

(1) Jアラート（全国瞬時警報システム）による伝達

国が緊急情報を瞬時に住民まで伝達するシステムで、緊急地震速報や大津波警報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFMなどを自動起動させるものです。

本町も防災行政無線とともに、本システムによる伝達体制を整備しています。

様々な情報伝達機器で瞬時に緊急情報を伝えるJアラート



Jアラート（防災行政無線）による津波情報の放送例

種類	警報音	放送内容
大津波警報 (3m以上)	消防サイレン 3秒吹鳴2秒休止 ×3回	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。 (3回繰返し)
津波警報 (1m~3m)	消防サイレン 5秒吹鳴6秒休止 ×2回	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。 (3回繰返し)
津波注意報 (0.2m~1m)	消防サイレン 10秒吹鳴2秒休止 ×2回	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。 (3回繰返し)

津波警戒区域付近における防災行政無線の配置状況



地区別の設置場所

地区名	設置場所
福浦区	1 福浦会館前、2 旧福浦幼稚園園庭 3 ホテルラクラッセドゥシェネガ屋上 58 ライオンズマンション福浦屋上
吉浜区	6 中尾曾根住宅内、57 船岡、8 小道地藏、 70 ヘルシープラザ、9 文化福社会館、10 吉浜小学校 66 ゆり公園
中央区	69 吉浜橋、11 新崎川南側、12 旧中央区民会館前 71 海辺公園、⊕ 湯河原中学校 (県Jアラート) 46 コーポ門川屋上、14 さくらんぼ公園、64 柵口公園 0 役場、13 神奈川県立小田原支援学校湯河原校舎東側
門川区	44 浄水センター屋上、56 川端公園、20 第5分団詰所 19 蔵町公園、25 千暮公園、47 町2号源泉北側
城堀区 宮下区	24 御庭公園、23 城堀会館、65 図書館、27 桜木公園 26 宮下会館

(2) 防災行政無線放送に連動する文字放送等の伝達手段

ア メディア等

テレビ神奈川3ch (tvkデータ放送)、伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム熱海湯河原 (緊急割込放送)、テレホンサービス

イ SNS

ゆがわらメールマガジン

(令和5年11月現在の防災・防犯情報の登録者数：約5,100人)

【課題・対策】

防災行政無線各種機器類の機能強化及びゆがわらメールマガジンの登録者数拡大を図る必要がある。

3 各種防災訓練（自助・共助・公助）

(1) 津波対策訓練

平成 25 年度から 7 月の海開きに併せ、海水浴シーズン中における海浜利用者に避難を呼びかける訓練を、湯河原海水浴場協同組合、湯河原海水浴場警備本部等と連携し、その普及啓発に努めています。

本訓練では、地震により大津波警報が発表された想定で、海の家などが一斉に津波フラッグを掲示するとともに、海水浴場警備本部及びライフセーバー等が海浜利用者を避難誘導する訓練などを実施しています。



(2) 総合防災訓練（沿岸地区における津波避難訓練）

8 月 30 日～9 月 5 日の防災週間に併せ、実施している「湯河原町総合防災訓練」では、沿岸の福浦区、吉浜区、中央区、門川区が津波避難訓練を実施し、津波避難意識の向上に努めています。

本訓練では、津波避難ビルや高台への避難行動を実施し、その避難経路や避難行動の問題点を現地と「ゆがわら防災マップ」などで確認する訓練などを実施しています。

また、町職員は、災害対策本部設置訓練や、被害状況収集訓練、小田原警察署と連携した緊急輸送路確保訓練（国道 135 号）などを行っています。



【課題・対策】

- ・自助・共助による津波避難訓練は、より意識向上を高めるため創意工夫する必要がある。
- ・公助をより強化するため、関係機関・団体等との連携した防災訓練や協定締結を充実していく必要がある。

(3) 要配慮者利用施設の避難訓練

津波法第 71 条により、津波災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設で「湯河原町地域防災計画」に位置付けられた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・提出及び避難訓練の実施・報告が義務付けられています。

本町は、該当する施設所有者等に対し当該計画の作成・提出及び避難訓練の実施について通知するとともに、必要な助言を継続的に行います。

【課題・対策】

該当する施設所有者等に対し避難訓練の実施と報告について必要に応じ周知・助言する必要があります。

(4) 津波災害時における緊急避難場所等及び津波避難ビルの指定

本町は、広域避難場所、緊急避難場所及び避難施設のほかに、津波災害警戒区域内において、避難困難者となる可能性の高い地域住民や旅行者等が津波から一時退避するため、民間ビル等の管理者の協力を得て津波避難ビルの指定に努めています。

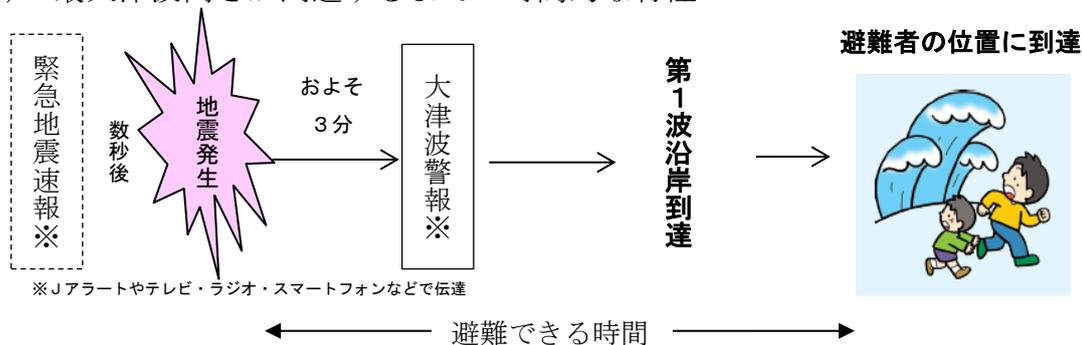


【課題・対策】

民間の津波避難ビルには、その進入口の門扉等の開錠や収容場所となる屋上等への誘導を行う人員を常に確保することが困難な場合があり、町と自主防災組織及び当該施設管理者等が連携し、その対応策を柔軟に解決していく必要がある。

4 地域別の特性・課題

(1) 最大津波高さが到達するまでの時間的な特性



(2) 避難できる時間と移動距離

本町において、次の津波が発生した場合の高齢者等が避難できるおよその距離（夜間）は、次のとおりです。

ア 想定上

地震名	避難できる時間		およその移動距離 ※ ²
	第1波沿岸到達	避難者の位置到達 ※ ¹	
大正型関東地震 (L1津波)	約7分	約40秒	約460m (約7分半)
相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル) (L2津波)	約5分	約30秒	約330m (約5分半)

※1 沿岸に上陸した津波の速度を100m/10秒で設定

※2 夜間において高齢者等が1分間に移動できる距離：約60mで算定

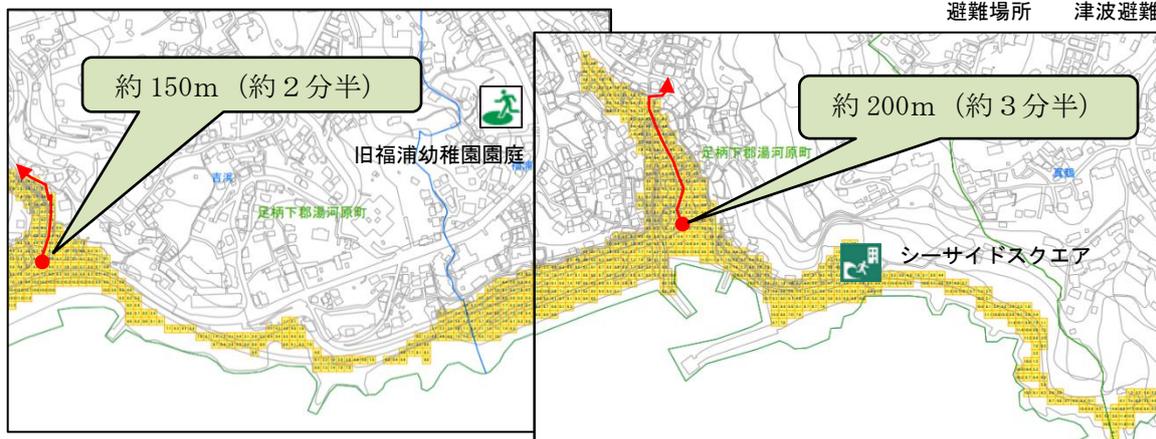
イ 福浦・吉浜地区

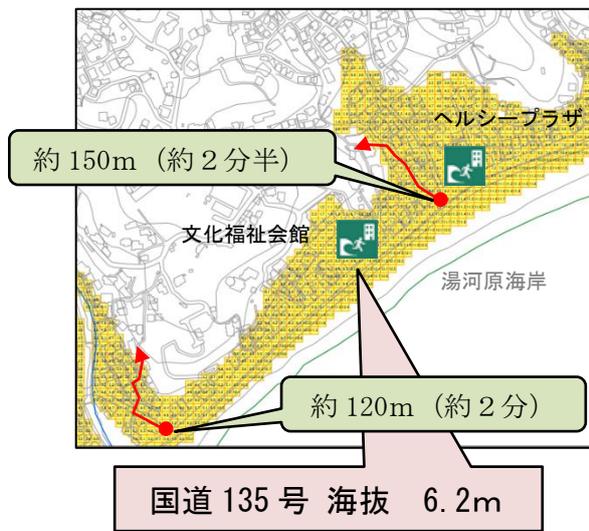
【凡例】



避難場所

津波避難ビル



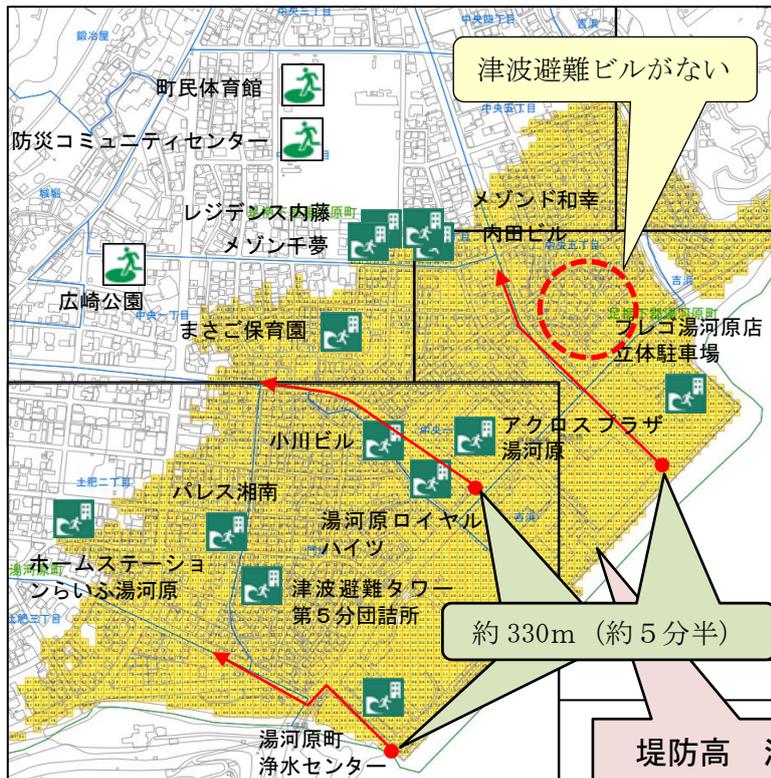


施設名	収容数
シーサイドスクエア	50
ヘルシープラザ	450
文化福祉会館	137

【課題・対策】

- ・近くに高台があるため津波災害警戒区域外への避難は可能と考えられるが、湯河原海岸から避難する場合の避難経路の周知が必要である。
- ・国道 135号はガレキにより、小道地藏堂付近以南が通行困難となり迂回路が必要となる。

ウ 中央・門川地区



施設名	収容数
プレゴ湯河原店立体駐車場	2,200
アクロスプラザ湯河原	1,400
湯河原ロイヤルハイツ	60
津波避難タワー第5分団詰所	150
湯河原町浄水センター	1,000
まさご保育園	260
小川ビル	3
パレス湘南	100
ホームステーションらいふ湯河原	25
メゾンド和幸	50
内田ビル	40
レジデンス内藤	20
メゾン千夢	30

【課題・対策】

- ・海側近くに位置していた場合、津波避難区域外への避難は困難であり、津波避難ビルや堅ろうで基準水位より高い鉄筋コンクリート造の建物へ避難するよう、その周知と継続的な訓練が必要である。
- ・中央5丁目付近に津波避難ビルがなく、その確保が必要である。
- ・避難ビルに避難した避難者の救出方法について具体化が必要である。
- ・緊急輸送道路の国道 135号及び県道 75号は、津波で堆積した土砂や車両、流出家屋等を撤去する必要があるが、その撤去作業において行使できる権限やその範囲、制限などについて、道路管理者と関係機関、隣接する県・市町、民間事業者間で認識を共有しておく必要がある。

第3節 「湯河原町国土強靱化地域計画」に基づく津波防災地域づくり上の 取組

大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することを目的とした「湯河原町国土強靱化地域計画」において、13 ケースのリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定し、その脆弱性の評価に基づき、回避するための具体的な取組を検討しました。

その中で、津波対策に係る既存の構築物等のハード対策と組み合わせた、避難することを中心とするソフト対策に関連する取組は、次のとおりです。

事前に備えるべき 5つの目標	リスクシナリオ	回避するための具体的な取組 (津波対策関連)
直接死を最大限防ぐ	建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、保育園における避難訓練等の継続実施 ○ 自主防災組織訓練や地域交流による自助・共助の取組の強化 ○ 各種災害ハザードマップ（ゆがわら防災マップ）の継続的な見直し・修正 ○ 災害想定に基づいた津波対策訓練、総合防災訓練、防災講演会などの継続的な実施 ○ 津波災害警戒区域等内に所在する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・提出及び避難訓練実施の推進
	風水害や土砂災害、大津波等による多数の死傷者の発生	
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	町の孤立による自衛隊、警察、消防、海保等の救助・救急活動等の難航	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時における緊急輸送道路等の道路開放の周知 ○ 広域応援部隊の活動拠点候補地となる総合運動公園、幕山公園及び駐車場の再整備及び受入体制の充実 ○ 災害派遣隊区担任部隊の陸上自衛隊東部方面混成団（横須賀市武山駐屯地）及び第1高射特科大隊（御殿場市駒門駐屯地）との災害派遣に関する平時からの連携 ○ ヘリコプター臨時離着陸場となる総合運動公園、各小学校グラウンド、桜木公園、湯河原海浜公園の再整備
	大量の帰宅困難者の発生、混乱	

事前に備えるべき 5つの目標	リスクシナリオ	回避するための具体的な取組 (津波対策関連)
(続き)	被災地や避難所等における要配慮者等の健康被害と感染症等の大量発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連携及び訓練等の継続実施 ○ 駅前広場、商工会館、町立図書館など帰宅困難者一時滞在施設の整備の推進 ○ 事業者等が管理する施設を帰宅困難者一時滞在施設として提供するための協定締結
必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する	職員・施設等の被災による町災害対策本部と行政機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員すぐメールや職員安否確認に係るシステム等の整備 ○ 避難指示発令や災害派遣要請などの意思決定に係る災害対応マニュアル等の整備 ○ 業務継続計画（BCP）の策定 ○ 災害時受援・応援計画の見直し・整備 ○ 各自主防災組織と連携した地域コミュニティを踏まえた避難所運営や応急仮設住宅の入居及び復興活動 ○ 報道機関、携帯電話会社、SNS等を活用した災害情報伝達の拡充 ○ ドローンを活用した新たな情報収集・伝達手段の検討・整備 ○ 避難行動要支援者や外国人被災者に対する効果的な情報配信ツールの検討・整備
	情報通信の機能不全	
ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない	ライフラインの長期間にわたる機能停止及び食料等の安定供給の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン事業者との早期復旧に係る協議や共同訓練の実施 ○ 町民・事業者自らの食料品等の備蓄の周知 ○ 配水池から断水や孤立が予想される地域などに対する給排水訓練の実施 ○ 避難所等における、ろ水機等を使用した応急給水訓練の実施 ○ 速やかに応急復旧等を行うための管工事協同組合や水道事業者等との連携

事前に備えるべき 5つの目標	リスクシナリオ	回避するための具体的な取組 (津波対策関連)
(続き)	緊急輸送道路網・東海道本線の分断による交通ネットワークの機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援物資等の大型保管場所の確保及び管理者等との連携 ○ 大型店舗や医療関係団体、物流団体との協力応援体制の整備及び連携 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムによる支援物資等の適時・適切な運用 ○ 発災当初における緊急輸送道路（国道135号・県道75号・県道740号）の応急復旧等や交通統制に係る国や県、小田原警察署との連携及び平時からの訓練等の実施 ○ 発災当初における町道等の初動対応パトロールや道路啓開作業、応急復旧等に係る町内建設業関連団体等との協定締結及び平時からの訓練等の実施
	漁港施設、船舶の被災による漁港機能・海上輸送機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路の応急復旧等に必要な土木資材等の確保に係る検討及び国や県に対する働きかけ ○ 災害時における多重型交通ネットワークを確保するための対策法の検討及び関係機関との連携
複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	農地や森林、海岸等の荒廃による地域産業力の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県による「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」に基づく海岸保全施設整備（新崎川河口付近及び湯河原海岸）の推進 ○ 町内建設業団体と連携したガレキ等海岸漂着ごみの撤去体制の構築
	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、県、近隣市町や民間事業者等との連携強化による災害時における廃棄物処理の協力体制の構築 ○ 一般廃棄物及びし尿等の収集運搬業務のバックアップ体制の検討 ○ 災害廃棄物一時保管のための候補地の選定
	観光資源の被災、風評被害等による来町者の減少と地域経済への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定 ○ 観光客等に対する安全、安心の確保 ○ 観光情報の発信の活性化、観光宣伝の強化 ○ 観光人材育成と団体活動の活性化

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

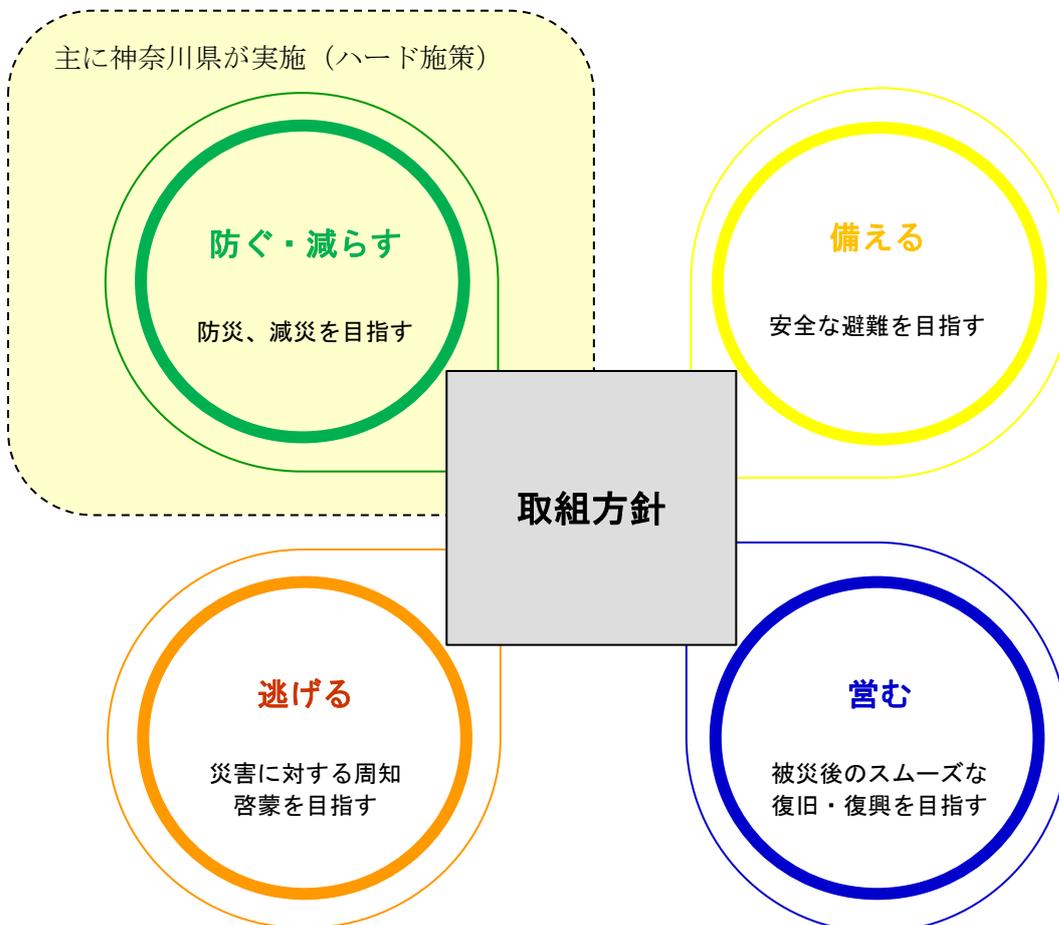
本町の現状や地理的特性、想定される津波・高潮災害の状況、これまで本町が実施してきた津波防災地域づくりの現状とその課題を踏まえ、かつ、神奈川県と連携し実施している「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」や関連する計画との整合を図りつつ、本計画の基本方針を次のとおりとします。

本計画の基本方針

海や緑と調和した、みんなに安全・安心な海辺づくり

第2節 基本方針の実現に向けた取組方針の設定

基本方針の実現に向け、次の4つの取組方針を設定します。



第3節 各取組方針に基づく施策の概要

各取組方針に基づく施策の概要は、次のとおりです。

方針	施策の概要
防ぐ・減らす	津波から人命や財産を守るため、神奈川県と連携し「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」に基づく海岸保全施設等の整備（ハード対策）を推進する。
逃げる	本町に想定される最大クラスの津波（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル））は、避難可能時間が短いことから、適時適切に逃げるため、情報伝達体制、避難場所及び避難経路の整備を推進する。
備える	不意・急襲的な津波の発生に備え、よりの確な避難行動ができるよう津波ハザードマップ等を整備して各世帯等に配布するとともに、創意工夫を凝らした各種訓練や防災講演会等により自助・共助・公助力の強化及び防災意識・防災知識の向上を図る。
営む	「湯河原町国土強靱化地域計画」において設定した13ケースのリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に基づく、津波対策に係る具体的な取組（津波対策に係る既存の構築物等のハード対策と組み合わせた、避難することを中心とするソフト対策）を推進する。

第4節 その他の方針

1 土地利用

津波防災地域づくりの主な対象となる海辺周辺の土地利用については、町総合計画や、都市マスタープラン、地域防災計画及び神奈川県の海岸保全施設等の整備や漁業生産基盤の整備との整合を図りながら推進します。

2 警戒避難体制の整備

本町に想定される主な地震に伴う津波の多くは、比較的到達時間が短いため、その警戒避難体制の整備は、次章で示す取組により推進します。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表され、時間差で発生する後発地震や海外などの火山現象に伴い発生する津波などにも備えられるよう留意します。

第5章 津波防災地域づくりの推進のための取組

第1節 基本方針などの実現に向けた具体的な取組

本計画の基本方針と設定した4つの取組方針の実現に向けた津波防災地域づくり推進のための具体的な取組は、別表のとおりです。

第2節 計画の見直し・更新

本計画については、町総合計画や地域防災計画、国土強靱化計画などの改正時期を見据えて、各取組の実績などからその効果を検証し、社会情勢の変化等も踏まえ、必要に応じ計画の見直し・更新を図ります。

津波防災地域づくり推進のための具体的な取組

取組分野	No.	分類	施策	実施内容	当面の取組	実施主体	実施時期			
防ぐ 減らす	1	海岸施設整備	「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」に基づく取組の実施	左記計画に基づき、L1津波を対象に神奈川県と連携し海岸保全施設を整備		県	R元～			
	2	河川施設整備					R2～			
逃げる	3	情報伝達体制の整備	防災行政無線・Jアラートの整備 様々な情報伝達手段の整備	防災行政無線等の長寿命化（更新及び機能強化）	国・県等の補助事業の検討	町	R5～			
	4			メディア、SNSによる伝達 津波フラッグによる伝達 津波情報盤（県）による伝達	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の機能強化 ゆがわらメールマガジンの登録数拡大 避難所の収容人数の可視化 			町	計画的に実施	
	5					津波対策訓練を活用した伝達訓練の実施	町			毎年実施
	6									
	7					避難場所の確保	指定緊急避難場所の指定・整備			津波避難ビルの指定・整備
	8			民間避難ビル進入扉への地震開錠ボックスの設置支援	町			計画的に実施		
	9	指定緊急避難場所の指定・整備	旧福浦幼稚園園庭の防災公園化の推進	町					計画的に実施	
	10	避難経路の整備	海拔表示板の整備	維持補修、更新（127箇所）	不良個所の補修等	町	実施中			
	11		津波避難誘導板の整備	維持補修、更新（69箇所）	夜間の停電時でも視認容易な誘導板への更新など	町	R7～			
	12		津波避難ビル表示板の整備	維持補修、更新（17箇所）		町	R8～			
	13		津波情報看板・啓発板の整備	維持補修、更新（6箇所）	不良個所の補修等、啓発内容の検討	県・町	実施中			
	14	各種訓練等による自助・共助・公助力の強化	津波ハザードマップ等の整備	ゆがわら防災マップの定期的な更新及び配布・配架	ゆがわら防災マップ（令和2年度版）の更新	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的知識の深化と周知（「正確な情報を活用しよう」、「地震や津波から身を守るために」など） 津波ハザードマップ、高潮ハザードマップの深化等 	町	定期的に更新（2～3年）		
	15		海浜利用者等の訓練の実施	津波対策訓練	津波対策訓練	海水浴場警備本部及び湯河原海水浴場協同組合と連携した避難誘導訓練の実施	町	毎年実施		
	16		自主防災組織の訓練の実施	自主防災組織訓練（沿岸地区）	自主防災組織訓練（沿岸地区）	福浦・吉浜地区は高台へ、中央・門川地区は津波避難ビルへの避難訓練を実施	町	毎年実施		
17	要配慮者利用施設の訓練の普及		「避難確保計画」の作成・提出、避難訓練の実施・報告	「避難確保計画」の作成・提出、避難訓練の実施・報告	・所有者等に対する左記内容の通知及び助言	町	R5～			
18	個別避難計画の作成推進		避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成	避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成	各地区の災害被害想定や本人の心身の状況等を踏まえ、優先度の高い方から計画を作成	町	実施中			
19	児童・生徒等の訓練の実施		学校、保育園の避難訓練の継続	学校、保育園の避難訓練の継続	学校、保育園において津波避難訓練を継続実施	町	毎年実施			
20	関係機関・団体等との訓練の実施		総合防災訓練	総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関等と連携した警戒区域（災対法63条）の設定訓練及び緊急輸送路確保訓練 ドローン操作訓練や津波避難ビル等避難者の救出訓練 	町	計画的に実施			
21	防災知識の普及及び意識の向上		防災講演会等の実施	地域懇談会や防災講演会の開催	「湯河原海岸 安心・安全海辺づくり計画」に基づく経過報告を含めた地域懇談会などの開催	県・町	R元～ 計画的に実施			
22		本計画や「南海トラフ地震防災対策推進計画」の周知			町			計画的に実施		
営む	23	強靱な地域づくりの推進	「湯河原町国土強靱化地域計画」に基づく取組の実施	左記計画に基づく事業の推進		町	計画的に実施			